

令和5年度南部後志衛生施設組合職員採用資格試験募集要領

1. 職種及び採用予定人員

一般事務職 1名

2. 採用予定日

令和5年10月1日

3. 職務内容

組合業務の事務処理及び施設の維持管理等に関する職務に従事

4. 受験資格

次の要件を全て満たす者

- ① 昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による高校又は大学等を卒業した方
- ② 採用後、南後志地区（島牧村・寿都町・黒松内町）に居住できる者
- ③ 普通自動車免許を所持又は取得見込みの者

5. 欠格事項

次のいずれかに該当する者は受験できない

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 南部後志衛生施設組合及び組合構成町村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 試験方法及び内容

個人又は集団面接による口述試験及び最終卒業学校の成績証明書による学校成績の確認並びに健康診断書による健康状態の確認

7. 試験日時及び場所

- ①日時 令和5年9月上旬（日時は決定次第、受験申込者へ連絡する）
- ②場所 南部後志衛生施設組合会議室（寿都町字政泊町政泊57番地1）

8. 受験手続

①提出書類

- ・履歴書（写真貼付）
- ・最終卒業学校の成績証明書
- ・健康診断書

②提出方法

持参又は郵送

② 受付期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）
（午前8時45分～午後5時25分 土日祝日を除く）
郵送の場合は、令和5年8月31日消印有効

9. 合格発表及び採用内定後の注意事項

- ①9月中旬（予定）に、受験者全員へ合否の通知を行う。
- ②心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかとなった場合には、採用を取り消す。
- ③受験資格がない場合や受験申込書、学歴・経歴等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合には、採用を取り消す。

10. 採用条件

給与は南部後志衛生施設組合職員の給与に関する条例に基づき支給。その他の条件についても南部後志衛生施設組合条例に基づく。

11. 提出先及び問合せ先

〒048-0403 北海道寿都郡寿都町字政泊町政泊57番地1
南部後志衛生施設組合 総務係（TEL0136-62-3166 FAX0136-62-3968）